

(様式第2号)

地域振興推進費事業計画・自己評価書 (実績)

提出区分	実績	整理番号	13	課題区分	C	令和7年(2025年)3月12日
横断的な課題	安全・安心に暮らすことができる住みやすい地域づくり					
地域重点政策	安全・安心に暮らすことができる住みやすい地域づくり					南信州地域振興局
実施機関	南信州地域振興局			担当課	所属	総務管理課
事業名	能登半島地震を踏まえた災害対策強化事業				電話	8-237-2317
				E-mail	minamichi-kenmin@pref.nagano.lg.jp	
事業の概要	目的 (目指す姿)	大規模災害時に、職員数の少ない小規模町村の災害対応を支援するため、県、市町村、広域連合等による「災害時における市町村の支援策の検討会」を開催し検討を進める中で、課題として「住家被害認定や罹災証明書を発行できる職員の不足」が挙げられる。 また、町村からの要望として、罹災証明の研修を実施してほしいという要望が寄せられていることから、県と市町村職員を対象に住家被害認定や罹災証明書を発行できる職員の育成するための研修会を開催し、市町村における災害時の住民の生活再建を支援するとともに、県としても大規模震災の発生に対応できる体制を整備する。				
	現状と課題	1. 令和6年能登半島地震では、未知の断層の崩壊により、最大震度7の地震が発生し、市町に甚大な被害が発生している。同様の地震が南信州地域で発生したことを想定した場合、津波による被害はないものの、住家被害が多数発生する可能性があると考えられる。(南信州地域は、面積が大阪府や香川県より広く、14市町村から構成され、人口1万人未満が11町村、その内1千人未満は4村となっている。)このような状況下では町村職員は限られた人員で、多くの住家被害認定作業を進めて行く状況になる。 2. 能登半島地震の被災地支援活動のため、当地域市町村に住家被害認定のできる職員の派遣を求められたが、住家被害認定のできる職員がいない町村もあった。今後、当地域内が被災地となることを想定し、住家被害認定のできる職員の育成が求められ、また、町村間でも職員派遣により互いに共助できる体制を構築していく必要がある。 3. 危機管理部主催の住家被害認定研修会も企画されているが、①開催場所が長野市または諏訪市であり南信州地域からは遠方であること②受講対象者が調査に関する基礎知識を有している職員となっていたため(町村によっては、基礎知識を有している職員がいない)、当地域からの参加町村は1名のみであった。このことを踏まえ、当地域を会場とし、さらに初心者向けの研修が求められている現状である。				
概要	内容 (変更後の内容)	住家被害認定研修会の開催 小規模町村職員が住家の被害認定と罹災証明書の発行の手順を習得するための研修会を実施する。 【概要】 日時 令和6年7月～8月 場所 飯田合同庁舎 事業内容 住家被害認定の概要講義(1時間)、認定手順の動画視聴と解説(1時間)、実地演習(1時間) 参集者 南信州地域の市町村職員、県職員(南信州地域振興局・南信県税 飯田事務所・飯田建設事務所) 災害対策基本法第九十条の二では、市町村長は災害が発生した場合において、被災者から住家被害認定の申請があったとき、住家の被害その他被害の状況を調査し災害による被害の程度を証明する書面を交付しなければならないことになっている。 小規模町村の多くはこの業務を税務担当で担っている。(住家被害認定は固定資産(家屋)評価の考え方を参考に作成するため、主に税務課が担当していることが多い。)しかし、税務担当者だけで十分な人数を確保できない場合には、税務課以外の職員での対応が求められる。 現状、税務業務も少人数でこなしている町村が多く、能登半島地震のように災害発生時と課税時期が重なると、罹災証明書の業務まで対応できないことも想定される。その傾向は小規模町村になるほど顕著であるため、税務担当者だけでなくも交付業務ができるように備えておく必要がある。(現状、税務担当者が罹災証明の交付ができない町村も存在する。)				
	事業期間	令和6年7月		～	令和6年8月	
事業費等	(単位:円)					
	事業を構成する細事業名等	実施内容	実績額	備考		
	大規模地震の発生に備え、現場に求められる対応研修	住家被害認定研修会の開催	34,160	講師等謝金 講師等旅費	25,800円 8,360円	
	合計		34,160			

指標及び達成状況	成果指標	目標値	成果	達成状況
	研修おける満足度	70%	77%	達成
	参加町村(対象13町村の70%)	9町村	10町村	
事業実績・成果	<p>当日は台風10号が接近していたため、急遽欠席者(2町村、4名の防災担当者)が発生したが、最終的に9町村、19名が参加し、予定どおり研修会を実施することができた。参加者は、防災だけでなく、税務、建築など幅広い担当部署の職員が出席した。</p> <p>研修会の実施前に行った町村職員への聞き取りでは、「座学による基本的な概要説明」と「実際の建物を使った実践的な研修」との要望があったため、それを踏まえた研修を企画することができた。</p> <p>研修会終了後のアンケートでは、「実際の建築物を活用した住家被害認定調査の実施」について、継続的な開催を望みます。」「充実した資料と内容で良い研修でした。被害認定の実習は、座学での実施も良さそうだと感じました。」等、内容に満足したという意見が多く出される結果となった。</p> <p>配布資料にはYouTube動画の解説が含まれていたため、その解説資料を欠席した2町村、4名に郵送した。これにより、各自で解説資料を参照しYouTube動画を閲覧すれば、研修会欠席者であっても基本的な知識を習得できる内容であった。</p>			
今後の方向性	<p>現在、防災専従の職員が存在しているところは飯田市のみで、その他の町村の防災担当者は兼務職員となっており、町村からは継続して支援が求められている状況である。</p> <p>今回の研修後のアンケートで「各自治体の規模(人口や家屋の棟数)によって経験値に大きな差があるため、可能な限り考慮していただきたい。」との意見もあり、研修の内容については、町村の職員体制を考慮した立案が必要である。</p> <p>町村からの要望を受け、住家被害認定調査研修会を企画したが、その際、「実際災害対応をした役場職員の話を知りたい」との意見もあった。今後も町村と調整しながら効果的な支援を継続していく。</p>			